特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費の支給に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
水戸市は，医療福祉費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを，ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
水戸市長

公表日
令和4年6月6日

［平成26年4月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費の支給に関する事務
②事務の内容	「水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）」の規定に従い，妊産婦，子ども，母子家庭の母子，父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため，その医療費の一部の助成を行う。 この医療福祉費支給の事務に当たり，「水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号利用条例」という。）の規定により特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①申請者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理を行う。 ②医療福祉費支給対象者の判定を行うために世帯員の課税状況を確認し，受給者証の交付を行う。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部を支給する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	医療助成システム
②システムの機能	1.妊産婦医療費助成 ①受給者の資格の異動処理を行う。 ②受給者の現金給付の登録処理，支払データ作成処理を行う。 ③受給者の現物給付の一括取込処理を行う。 ④受給者数，給付件数，給付金額の集計処理を行う。 2.子ども医療費助成 ①受給者の資格の異動処理を行う。 ②受給者の月次更新処理を行う。 ③受給者の現金給付の登録処理，支払データ作成処理を行う。 ④受給者の現物給付の一括取込処理を行う。 ⑤受給者数，給付件数，給付金額の集計処理を行う。 3.母子家庭及び父子家庭医療費助成 ①受給者の資格の異動処理を行う。 ②受給者の年次更新処理を行う。 ③受給者の現金給付の登録処理，支払データ作成処理を行う。 ④受給者の現物給付の一括取込処理を行う。 ⑤受給者数，給付件数，給付金額の集計処理を行う。 4.重度心身障害者等医療費助成 ①受給者の資格の異動処理を行う。 ②受給者の年次更新処理を行う。 ③受給者の現物給付の登録処理，支払データ作成処理を行う。 ④受給者の現物給付の一括取込処理を行う。 ⑤受給者数，給付件数，給付金額の集計処理を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 児童扶養手当（EXCEL）　）

システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名照会機能 住登外者，共有者，事業所情報の照会を行う。 ②住登外管理機能 住登外者の宛名情報を作成し宛名番号の付番，管理を行う。 ③管理人管理機能 納税管理人等の情報の作成，管理を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	①統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し，個別業務システムへ提供する。 ②共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 各業務システム　　）

システム4	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	①口座振替情報管理機能 振替申請者の口座情報を作成，管理する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け，個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理を行う。 ②アクセス制御機能 個人番号利用事務，事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け，アクセス制御とログ管理を行う。 ③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき，本人確認のために必要な情報を確認する。 ④中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り，中間サーバーへ連携する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー，各業務システム　　）

システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して，特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム，統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連携対象），符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会，または提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で，情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理，業務統計情報の集計，稼働状況の通知，保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

3. 特定個人情報ファイル名	
医療助成ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第2項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所　保健医療部国保年金課
②所属長	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
医療助成ファイル	

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		1.妊産婦医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち，個人番号を有する医療福祉対象者，その配偶者，扶養義務者（同一世帯の父母等） 2.子ども医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち，個人番号を有する医療福祉対象者，その父母，扶養義務者（同一世帯の祖父母等） 3.母子家庭及び父子家庭医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち，個人番号を有する医療福祉対象者，扶養義務者（同一世帯の父母等） 4.重度心身障害者等医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち，個人番号を有する医療福祉対象者，その配偶者，扶養義務者
	その必要性	適正な医療費助成事務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報 個人番号及びその他識別情報は，対象者を正確に特定するために保有する。 ②連絡先等情報 医療福祉対象者の居住地，世帯情報を把握するために保有する。 ③業務関係情報 地方税関係情報は，受給資格判定を行うために保有する。 医療保険関係情報は，受給資格判定を行うために保有する。 障害者福祉関係情報は，受給者資格判定を行うために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		保健医療部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民環境部市民課，財務部市民税課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 情報提供ネットワークを利用する機関 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 情報提供ネットワークを利用する機関 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し，受給資格の判定事務及び助成事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	保健医療部国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1.妊産婦医療費助成 2.子ども医療費助成 3.母子家庭及び父子家庭医療費助成 4.重度心身障害者等医療費助成 ①資格管理に関する事務 医療福祉対象者からの申請及び届出に基づき資格登録，変更及び更新等の資格の管理を行う。 受給資格証の交付，再発行を行う。 ②給付に関する事務 医療機関からの請求に基づき審査及び給付を行う。 受給者からの申請等に基づき審査及び給付を行う。
	情報の突合	必要に応じ，医療福祉費の支給に関する事務にて保有する情報と，当該システムにおける宛名情報と，他団体，庁内他部署等から入手した情報と突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		基幹系業務システム運用保守業務委託
①委託内容		医療助成システムのパッケージアプリケーションの保守，各種処理や帳票印刷等のシステム運用など必要な範囲で，特定個人情報の取扱いを委託。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[○] 移転を行っている　（　　1 ）件 [　　] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先1	こども部　こども政策課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第3項別表第1　7の項
②移転先における用途	児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の審査に関する事務
③移転する情報	水戸市医療福祉費支給に関する条例第4条の医療福祉費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療助成システムに情報が記録されている者のうち，個人番号を有する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜水戸市における措置＞ サーバは，データーセンターに設置しており，セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で，さらに入退出管理（※）を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管している。 ※サーバ室への週室権限を持つ者を事前申請により限定し，サーバ室への入退室するものが権限を有することをICカードと生体認証で確認し管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており，データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は，サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され，バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名	1. 妊産婦ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_妊娠届出日
8	基本_出産予定日
9	基本_出産年月日
10	基本_資格喪失年月日
11	基本_資格喪失事由
12	基本_喪失届出日
13	基本_受給状態区分
14	基本_却下理由区分
15	加入保険_保険者番号
16	加入保険_被保険者宛名番号
17	加入保険_受給者との続柄
18	加入保険_本人扶養区分
19	加入保険_開始年月日
20	加入保険_終了年月日
21	加入保険_届出年月日
22	加入保険_保険記号
23	加入保険_保険番号
24	証_受給者証番号
25	証_交付年月日
26	証_有効期間開始日
27	証_回収日
28	証_負担者区分
29	証_負担者番号
30	口座_銀行コード
31	口座_支店コード
32	口座_預金種目
33	口座_口座番号
34	口座_口座名義人カナ
35	所得_関係者宛名番号
36	所得_年度
37	所得_課税区分
38	所得_所得
39	所得_控除後所得
40	所得_扶養人数
41	所得_普通扶養人数
42	所得_老人扶養人数
43	所得_総控除額
44	所得_普通障害者数
45	所得_特別障害者数
46	所得_譲渡所得区分
47	所得_本人普通障害区分
48	所得_本人特別障害区分
49	所得_老年者区分
50	所得_勤労学生区分
51	所得_寡婦区分
52	所得_特別寡婦区分
53	所得_雑損控除
54	所得_医療費控除
55	所得_小規模控除
56	所得_限度額
57	所得_認定年月日
58	所得_関係者区分
59	所得_申請者区分
60	所得_算定者区分
61	所得_生計区分
62	所得_監護区分
63	所得_居住区分
64	給付_申請年月
65	給付_連番
66	給付_診療年月
67	給付_医療機関コード
68	給付_外来日数
69	給付_入院日数
70	給付_算定回数
71	給付_長期算定回数
72	給付_保険診療一部負担金
73	給付_保険診療総点数
74	給付_県内外区分
75	給付_診療区分
76	給付_入院外来区分
77	給付_現金現物区分
78	給付_給付予定日
79	給付_高額療養費
80	給付_附加給付額
81	給付_医療費支給額
82	給付_食事支給額
83	給付_自己負担金
84	給付_給付年月日

ファイル名	2. 小児ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_資格喪失年月日
8	基本_資格喪失事由
9	基本_喪失届出日
10	基本_受給状態区分
11	基本_却下理由区分
12	加入保険_保険者番号
13	加入保険_被保険者宛名番号
14	加入保険_受給者との続柄
15	加入保険_本人扶養区分
16	加入保険_開始年月日
17	加入保険_終了年月日
18	加入保険_届出年月日
19	加入保険_保険記号
20	加入保険_保険番号
21	証_受給者証番号
22	証_交付年月日
23	証_有効期間開始日
24	証_有効期間終了日
25	証_回収日
26	証_負担者区分
27	証_負担者番号
28	口座_銀行コード
29	口座_支店コード
30	口座_預金種目
31	口座_口座番号
32	口座_口座名義人カナ
33	所得_関係者宛名番号
34	所得_年度
35	所得_課税区分
36	所得_所得
37	所得_控除後所得
38	所得_扶養人数
39	所得_普通扶養人数
40	所得_老人扶養人数
41	所得_総控除額
42	所得_普通障害者数
43	所得_特別障害者数
44	所得_譲渡所得区分
45	所得_本人普通障害区分
46	所得_本人特別障害区分
47	所得_老年者区分
48	所得_勤労学生区分
49	所得_寡婦区分
50	所得_特別寡婦区分
51	所得_雑損控除
52	所得_医療費控除
53	所得_小規模控除
54	所得_限度額
55	所得_認定年月日
56	所得_被用者区分
57	所得_年金区分
58	所得_年金基礎番号
59	所得_関係者区分
60	所得_申請者区分
61	所得_算定者区分
62	所得_生計区分
63	所得_監護区分
64	所得_居住区分
65	給付_申請年月
66	給付_連番
67	給付_診療年月
68	給付_医療機関コード
69	給付_外来日数
70	給付_入院日数
71	給付_算定回数
72	給付_長期算定回数
73	給付_保険診療一部負担金
74	給付_保険診療総点数
75	給付_県内外区分
76	給付_診療区分
77	給付_入院外来区分
78	給付_現金現物区分
79	給付_給付予定日
80	給付_高額療養費
81	給付_附加給付額
82	給付_医療費支給額
83	給付_食事支給額
84	給付_自己負担金
85	給付_給付年月日

ファイル名	3. 母子父子ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_申請者宛名番号
4	基本_申請者職業
5	基本_申請者勤務先
6	基本_申請者勤務先住所
7	基本_申請者勤務先電話番号
8	基本_ひとり親家庭等理由区分
9	基本_ひとり親家庭等その他理由
10	基本_母子父子区分
11	基本_新規取得区分
12	基本_受付年月日
13	基本_取得年月日
14	基本_資格喪失年月日
15	基本_資格喪失事由
16	基本_喪失届出日
17	基本_受給状態区分
18	基本_却下理由区分
19	家族_受給者宛名番号
20	家族_申請者との続柄
21	家族_同居別居区分
22	家族_対象非対象区分
23	家族_障害区分
24	家族_障害確認書類区分
25	家族_障害等級
26	家族_障害手帳番号
27	家族_障害手帳発行者
28	加入保険_保険者番号
29	加入保険_被保険者宛名番号
30	加入保険_受給者との続柄
31	加入保険_本人扶養区分
32	加入保険_開始年月日
33	加入保険_終了年月日
34	加入保険_届出年月日
35	加入保険_保険記号
36	加入保険_保険番号
37	証_受給者証番号
38	証_交付年月日
39	証_有効期間開始日
40	証_有効期間終了日
41	証_回収日
42	証_負担者区分
43	証_負担者番号
44	口座_銀行コード
45	口座_支店コード
46	口座_預金種目
47	口座_口座番号
48	口座_口座名義人カナ
49	所得_関係者宛名番号
50	所得_年度
51	所得_課税区分
52	所得_所得
53	所得_養育費
54	所得_総控除額
55	所得_扶養人数
56	所得_普通扶養人数
57	所得_老人扶養人数
58	所得_老人控除対象配偶者
59	所得_特定扶養人数
60	所得_普通障害者数
61	所得_特別障害者数
62	所得_譲渡所得区分
63	所得_本人普通障害区分
64	所得_本人特別障害区分
65	所得_老年者区分
66	所得_勤労学生区分
67	所得_寡婦区分
68	所得_特別寡婦区分
69	所得_雑損控除
70	所得_医療費控除
71	所得_小規模控除
72	所得_限度額
73	所得_認定年月日
74	所得_関係者区分
75	所得_算定者区分
76	給付_申請年月
77	給付_連番
78	給付_診療年月
79	給付_医療機関コード
80	給付_外来日数
81	給付_入院日数
82	給付_算定回数
83	給付_長期算定回数
84	給付_保険診療一部負担金
85	給付_保険診療総点数
86	給付_県内外区分
87	給付_診療区分
88	給付_入院外来区分
89	給付_現金現物区分
90	給付_給付予定日
91	給付_高額療養費
92	給付_附加給付額
93	給付_医療費支給額
94	給付_食事支給額
95	給付_自己負担金
96	給付_給付年月日

ファイル名	4. 重度心身障害者ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_資格喪失年月日
8	基本_資格喪失事由
9	基本_喪失届出日
10	基本_受給状態区分
11	基本_却下理由区分
12	加入保険_保険者番号
13	加入保険_被保険者宛名番号
14	加入保険_受給者との続柄
15	加入保険_本人扶養区分
16	加入保険_開始年月日
17	加入保険_終了年月日
18	加入保険_届出年月日
19	加入保険_保険記号
20	加入保険_保険番号
21	証_受給者証番号
22	証_交付年月日
23	証_有効期間開始日
24	証_有効期間終了日
25	証_回収日
26	証_負担者区分
27	証_負担者番号
28	口座_銀行コード
29	口座_支店コード
30	口座_預金種目
31	口座_口座番号
32	口座_口座名義人カナ
33	障害_障害区分
34	障害_障害認定書類区分
35	障害_障害認定年月日
36	障害_障害認定終了年月日
37	障害_障害手帳番号
38	障害_障害手帳交付年月日
39	障害_障害内容区分
40	障害_障害届出年月日
41	障害_等級区分
42	所得_関係者宛名番号
43	所得_年度
44	所得_課税区分
45	所得_所得
46	所得_総控除額
47	所得_扶養人数
48	所得_普通扶養人数
49	所得_老人扶養人数
50	所得_老人控除対象配偶者
51	所得_特定扶養人数
52	所得_普通障害者数
53	所得_特別障害者数
54	所得_譲渡所得区分
55	所得_本人普通障害区分
56	所得_本人特別障害区分
57	所得_老年者区分
58	所得_勤労学生区分
59	所得_寡婦区分
60	所得_特別寡婦区分
61	所得_雑損控除
62	所得_医療費控除
63	所得_小規模控除
64	所得_限度額
65	所得_認定年月日
66	所得_関係者区分
67	所得_申請者区分
68	所得_算定者区分
69	所得_生計区分
70	所得_監護区分
71	所得_居住区分
72	給付_申請年月
73	給付_連番
74	給付_診療年月
75	給付_医療機関コード
76	給付_外来日数
77	給付_入院日数
78	給付_算定回数
79	給付_長期算定回数
80	給付_保険診療一部負担金
81	給付_保険診療総点数
82	給付_県内外区分
83	給付_診療区分
84	給付_入院外来区分
85	給付_現金現物区分
86	給付_給付予定日
87	給付_高額療養費
88	給付_附加給付額
89	給付_医療費支給額
90	給付_食事支給額
91	給付_自己負担金
92	給付_給付年月日

構成情報	識別情報
No	項目名
1	個人番号
2	宛名番号

構成情報	連絡先等情報
No	項目名
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
医療助成ファイル	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において，届出内容や本人確認書類の確認を行い，対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する際には，利用する職員を特定し，ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し，そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで，目的以外の入手が行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務には，個人番号と個人情報の紐付が行われないようにシステムにおいてアクセス制御を行う。 ・事務に必要のない情報はシステム内に保持しない。 ・個人番号の検索等を行う際には，業務システムの利用権限に加えて，必要な研修を受講した職員のみに与えられる特別な権限を要する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員をユーザーIDにより識別し，パスワード及び生体情報による2要素認証を実施する。 ・人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合は，速やかに失効処理等を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報保護に関する覚書等により，秘密保持義務，目的外利用の禁止，再委託における条件等を定め，委託先の必要かつ適切な監督を行うこととする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は，上記と同様の義務を再委託先にも遵守させることとする。また，事前に委託者（市）の許可を必要とする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定により，認められる範囲の特定個人情報の移転について，規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	権限を持った外部媒体にのみ情報の取り出しができるようにシステムで制限を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜水戸市における措置＞ ①番号法の規定に基づき，認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ②システムによる接続では，認証機能により，あらかじめ研修を受講し，承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により，情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には，情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり，番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており，目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では，ログイン時の職員認証のほかに，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき，事務手続きごとに情報照会者，情報提供者，照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により，情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し，中間サーバーにも格納して，情報提供機能により，照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により，情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し，照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで，特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し，特定個人情報の提供を行う際に，送信内容を改めて確認し，提供を行うことで，センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な端末接続の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ，情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており，不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム，情報提供ネットワークシステムとの間は，高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより，安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し，団体ごとに通信回線を分離するとともに，通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは，特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており，中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

記憶装置の廃棄は，職員が立ち会いの上，装置を物理破壊することにより廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。
紙文書等は，溶解または，細断処分を行う。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	＜水戸市における措置＞ ①各所属により選任された者に対し，e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。 ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し，所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。 ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し，リテラシー向上を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　総務部総務法制課
②請求方法	水戸市個人情報保護条例第13条に基づき，必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　保健医療部国保年金課 電話番号　029-232-9166
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し，対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月29日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案） 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	事後	
令和4年6月6日	5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	福祉部　子ども課	こども部　こども政策課	事後	